

瓜破斎場で使用する都市ガス仕様書

1 趣旨

本仕様書は、瓜破斎場で使用する都市ガス供給について定めたものである。

2 概要

(1) 需要施設

施設名称：瓜破斎場

所在地：大阪市平野区瓜破東4丁目4番146号

(2) 供給期間（履行期間）

令和8年4月1日から令和9年11月30日まで

(3) 供給する都市ガス仕様

種類：都市ガス13A

供給熱量：標準熱量 $45\text{MJ}/\text{m}^3(\text{N})$

供給圧力：中圧B

(4) 使用条件

(ア) 契約年間予定使用量：1,947,000 m^3

契約年間予定使用量とは、履行期間における別紙予定月別使用量のガス使用量（月別）の合計量をいう。

(イ) 契約年間引取量：1,362,900 m^3

契約年間引取量とは、発注者が履行期間中に引き取らなければならないガス使用量をいう。

(ウ) 契約年間最高使用量：2,531,100 m^3

契約年間最高使用量とは、履行期間におけるガス使用量の上限をいう。

(エ) 契約最大使用量：870 m^3/h

契約最大使用量とは、履行期間における1時間当たりの最大ガス使用量をいう。

(オ) 契約最大需要期使用量：412,000 m^3

契約最大需要期使用量とは、履行期間における令和8年12月から令和9年3月（4か月間）の合計ガス使用量をいう。

3 ガス料金の算定基準

入札時原料費料金単価の算定にあたっては、令和6年10月から令和7年9月の財務省貿易統計の平均値を基準とし、毎月のガス料金の算出の際に、下記4の原料費調整を行う事業者にあつては、当該入札時原料費単価は、入札時点における原料費調整を行った価格とする。

4 ガス料金原料費調整

(1) 受注者は、毎月のガス料金を算定するにあたり、入札時の原料費に変動が生じた場合は、供給条件（契約書第1条の2に規定する供給条件をいう。以下同じ。）に定めるところにより、原料費料金単価の調整を行い、ガス料金を算定することができる。

- (2) 原料費料金単価の調整を行う場合、(1)の原料費料金単価の調整は2か月ごとに行うものとし、受注者は、ガス料金の請求時に原料費料金単価算出の根拠資料を提出するものとする。
- (3) 履行期間中における原料費調整を行うにあたって、(1)～(2)の規定によりがたい場合、発注者と受注者は、別途協議のうえ、取扱いを決定する。

5 契約最大需要期使用量の超過

履行期間の令和8年12月から令和9年3月(4か月間)における合計ガス実績使用量が契約最大需要期使用量の105パーセントを超過した場合、受注者は、発注者に対し、供給条件により算定した精算額を請求することができる。

6 ガス料金の算定

ガス料金は、履行期間中における1か月(前月の検針日から当月の検針日までの期間をいう。)ごとのガス実績使用量により算定する。

7 ガスの安定供給

受注者は、ガスの安定供給を図らねばならない。ただし、以下の場合、ガスの供給を中止し、又はガスの使用を制限し、若しくは中止を申し出ることができる。

- (1) ガスの需給ひっ迫等やむを得ない場合。
- (2) 一般ガス導管事業者の保安責任範囲の設備に故障が生じ、又は生じるおそれがある場合。
- (3) 一般ガス導管事業者の保安責任範囲の設備の修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合。
- (4) 天災地変等の場合。
- (5) その他保安上必要がある場合。

8 ガス使用量の測定方法

- (1) 一般ガス導管事業者が設置した計量器(取引用ガスメーター)により毎月検針を行うものとする。
- (2) 検針日については、原則として毎月月末とする。ただし、月末日が受注者の休日にあたる場合は、当該末日からその直前の休日でない日までの間に繰り上げて検針することもできるものとする。

9 ガス供給設備の財産分界点

敷地境界線とする。

10 保安業務

受注者は、ガス事業法(昭和29年法律第51号)の定めるところにより、ガスの使用に伴う危険発生防止に必要な事項を周知するほか、供給するガスに係る消費機器を調査する義務を負うものとする。

11 緊急時の対応

受注者は、緊急対応が発生した際は、臨時供給体制の確保等、一般ガス導管事業者と連携して迅速かつ適切に対応すること。

12 その他

- (1) 入札書に記載する金額（入札金額）には、この契約におけるガスの供給に必要な費用を全て含めるとともに、当該金額の算定根拠となった単価を記載すること。なお、契約締結時（契約書作成時）には、当該入札書に記載した単価を契約書別紙1「ガス料金内訳書」に記載し、単価の算定根拠資料を提出すること。
- (2) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約締結後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。

予定月別使用量

月別	ガス使用量（月別）	1 時間当たりの最大ガス使用量
令和 8 年 4 月	91, 000 m ³	870 m ³ /h
令和 8 年 5 月	94, 000 m ³	870 m ³ /h
令和 8 年 6 月	89, 000 m ³	870 m ³ /h
令和 8 年 7 月	94, 000 m ³	870 m ³ /h
令和 8 年 8 月	100, 000 m ³	870 m ³ /h
令和 8 年 9 月	97, 000 m ³	870 m ³ /h
令和 8 年 10 月	101, 000 m ³	870 m ³ /h
令和 8 年 11 月	92, 000 m ³	870 m ³ /h
令和 8 年 12 月	99, 000 m ³	870 m ³ /h
令和 9 年 1 月	106, 000 m ³	870 m ³ /h
令和 9 年 2 月	101, 000 m ³	870 m ³ /h
令和 9 年 3 月	106, 000 m ³	870 m ³ /h
令和 9 年 4 月	94, 000 m ³	870 m ³ /h
令和 9 年 5 月	93, 000 m ³	870 m ³ /h
令和 9 年 6 月	93, 000 m ³	870 m ³ /h
令和 9 年 7 月	102, 000 m ³	870 m ³ /h
令和 9 年 8 月	104, 000 m ³	870 m ³ /h

令和 9 年 9 月	99, 000 m ³	870 m ³ /h
令和 9 年 10 月	99, 000 m ³	870 m ³ /h
令和 9 年 11 月	93, 000 m ³	870 m ³ /h
合計	1, 947, 000 m ³	—